



日耳鼻学会 FAX ニュース NO 151

平成21年4月23日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医会 E-mail jimuj@jenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

オンライン請求1年先送り可能に

厚労省が省令検討
レセプトオンライン請求について厚労省が1年間先送りできる省令案を検討していることが20日分かった。同省は「オンライン請求の準備が間に合わない薬局や医療機関が予想以上に多い」と説明している。

政府が3月末に閣議決定した「規制改革推進3カ年計画」では完全義務化は2011年から実施予定。今年度はすでにレセプト作成を電子化している400床未満の医療機関と薬局が義務化の対象だった。また閣議決定では「義務化期限以降、オンライン以外の手法による請求に対し、診療報酬は支払わない」としていた。

同省が検討している省令案では、4月分の診療報酬の請求期限となる5月10日時点でオンライン請求が出来ない場合、引き続き書面での請求を今年度末まで延長が可能。厚労相の判断で最大1年間先送り出来る。21日にも一般に意見募集し、5月10日前に省令を交付したい考え。

同省は「閣議決定に基づけば診療報酬を支払う事はできないが、資金繰りが悪化し、廃業などの恐れもあるため」としている。(日経新聞 4月21日)

オンライン請求に関する規制改革会議見解

政府は3月31日、「規制改革推進のための3カ年計画」の再改訂にあたりオンライン請求にかかる文言を一部修正し閣議決定したが、今回の再改訂について次のように認識しているとして見解を4月2日発表した。

レセプトオンライン請求の原則完全義務化は、医療のIT化、ひいては国民にとって「質の医療」を推進するために不可欠な今後の医療政策の根幹をなす施策である。したがって、政府として、平成23年度当初からの原則完全オンライン化にむけてこれを進めていくという方針に変更はない。

他方、中山間地や離島などの地域において医師不足が進んでいる状況、及び、オンライン請求を自ら行うことが当面困難な医療機関・薬局が存在するなどの「デジタル・ディバイド」が生じている状況を踏まえ、オンライン請求化を促進する上で、これらの現状への配慮が必要であり、今回の再改訂はそのための措置である。

今後、オンライン請求化の促進に向けた措置の在り方について建設的な議論が行われるものと考えるが、前述の趣旨を逸脱し、医療の質の向上に不可欠なレセプトのオンライン請求化への取組を後退させるような事があってはならない。

【規制改革推進のための3カ年計画(再改訂・抄)】

III 措置事項 10 医療関係 イ IT化、事務効率化
[事項名] 電子レセプトによるオンライン請求化の確実な推進(厚生労働省)

[措置内容] a. レセプトオンライン請求化に関して、平成18年の厚生労働省令について(i)オンライン請求化の期限が努力目標ではなく義務であること。(ii)義務化において原則現行以上の例外規定を設けないこと。(iii)義務化の期限以降、オンライン以外の手法による請求に対して診療報酬が支払われないことを、医療機関・薬局に周知徹底する。その際、地域医療の崩壊を招くことがないよう、自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に対して配慮する。

レセオンライン推進、290億円で調整

補正予算で政府・与党
経済危機対策に基づく2009年度1次補正予算案の策定で、政府・与党はレセプトオンライン請求の推進に向けて約290億円を予算計上する方向で調整を進めていることが分かった。具体的な支援策については今後詰める見通し。(J.M.Mail 4月14日)

医師が必ず起訴される制度が始まる?

医療事故と刑事責任の関係については、厚労省のもとで検討が続けられている死因究明事業との絡みで議論されることが多い。しかしながら、この死因究明事業とは全く別個に、「一般市民の判断で、医師が必ず起訴される(刑事裁判にかけられる)」という制度が開始寸前となっていることはあまり知られていない。この制度は、04年5月28日に公布された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって「検察審査会法」を改正し、これまで最終的には検察官に委ねられていた起訴ないし不起訴の判断について、一定の場合には一般市民で構成される「検察審査会」の判断に拘束されるようにするというものである。

前記の死因究明事業が厚労省のもとで議論されているのに対し、検察審査会はその管轄外であることもあってか、特段の問題意識も持たれないまま、改正検察審査会法は予定通り、本年5月21日から施行されることになっている。

検察審査会は、不起訴処分に対して審査申立のあった全ての被疑事件について審査を行う組織であり、医療事件だけを扱うものではない。しかし、特に医療事件に関しては、後に述べるように、改正検察審査会法の施行により、医療者あるいは医療界に対して重大な影響を及ぼす恐れがある。

改正検察審査会法の施行によって、医療者にとって不当と思える起訴が増加していった場合、それによってもたらされる医療現場の萎縮により、最終的な不利益を被るのは、患者となる国民全体である。

そのような事態とならないよう、医療界及び法曹界をはじめとする国民全体が問題意識を共有し、早急に対処することが必要である。(日経メディカルオンライン4月14日)

今後の会議日程

5月24日 平成21年度第1回全理事会

6月21日 平成21年度都道府県代議員会及び総会

特定非営利活動法人 日本耳鼻咽喉科医会

第34回 臨床家フォーラム

東京FORUM 2009

会期 平成21年9月5日(土)・6日(日)

会場 パシフィコ横浜・会議センター5階
横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号

事務局 東京都耳鼻咽喉科医会事務所内
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8
TEL 03-5524-5230 FAX 03-5524-5228

[実施予定時期] 平成20年度から順次義務化、平成23年度当初から左記を踏まえ原則完全オンライン化
(太字部分が再改訂部分、原文のまま掲載)